

第3期二ホンヅカ管理計画
令和8年度事業実施計画

令和8年4月

兵庫県

目 次

1	はじめに	1
2	現状	1
(1)	生息状況（推定生息数）	1
(2)	被害状況	2
3	目標達成のための具体的な方策	3
(1)	個体数管理	4
(2)	捕獲にかかる担い手確保・育成と体制の整備	6
(3)	被害防除	7
(4)	生息地管理	8
(5)	シカの有効活用	8
(6)	適正処理の推進	9
(7)	豚熱等感染症対策の実施	9

1 はじめに

本計画は、令和4年4月に策定した第3期ニホンジカ管理計画（令和4年度～令和8年度：以下「管理計画」という。）に基づき、最新の調査結果等を踏まえて、令和8年度の兵庫県におけるニホンジカ（以下、「シカ」という。）管理のための方策について定めるものである。

2 現状

(1) 生息状況（推定生息数）

本県のシカ生息数は、平成22年度まで増加を続けていたが、平成22年度以降の捕獲強化により、わずかな増減を繰り返しながら、令和3年度以降は減少に転じている。

SPUE(11-12月)^{*1}の県平均値はピークである平成17年度の2.05から平成29年度には1.25まで減少したが、その後は令和3年度の1.68まで増加に転じた。令和4年度には一旦減少が見られたが、直近の令和5年度から再び上昇し令和6年度も1.67と上昇した。

また、平成28年度から令和元年度、令和4年度から令和6年度は捕獲の年度目標(46,000頭)に達しなかったこともあり、推定生息数は緩やかに減少するにとどまっており、令和6年度末の推定生息数(捕獲後)は15万3千頭となった。

なお、令和2年度から6年度の推定生息数が減少を続けている一方で、SPUE(11-12月)の数値が増減を繰り返すことについては、今後の推移を注視し、考えられる要因を精査することで、次期管理計画策定の目標設定のあり方や、より精度の高い生息状況の推定について検討していくことが必要と思われる。

下記に令和6年度までの捕獲頭数、SPUE(11-12月)、CPUE^{**2}、糞塊密度^{**3}の実績等をもとにした推定生息数の推移(図-1)、およびSPUE(11-12月)の推移(図-2)を示す。

^{*1} SPUE(11-12月)：シカの密度指標。狩猟期11月～12月の銃猟における1人の狩猟者が1日に目撃したシカ頭数の平均値

^{**2} CPUE：シカの密度指標。わな猟におけるわな設置日数あたりのシカの捕獲数平均値

^{**3} 糞塊密度：シカの密度指標。1kmあたりのシカ糞塊数の平均値

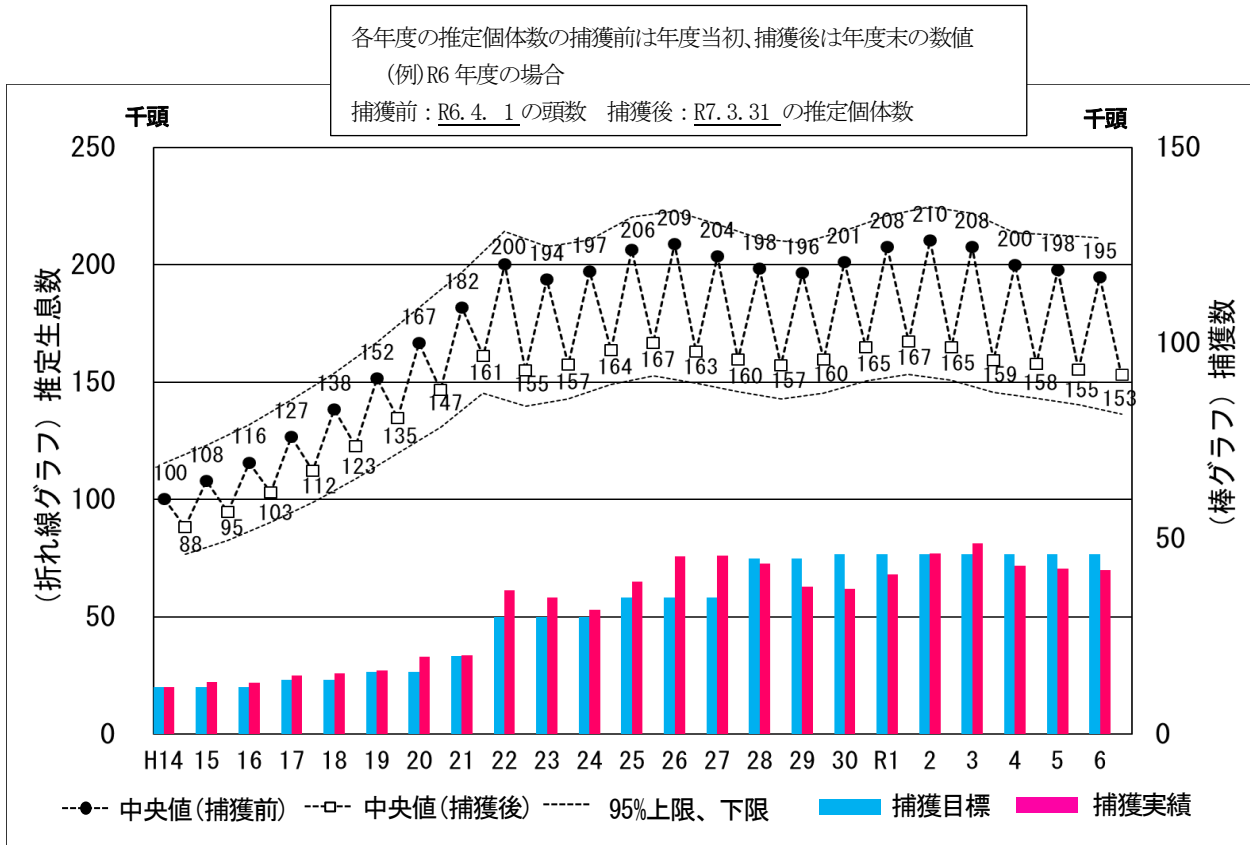


図-1 推定生息数と捕獲数の推移 注：推定生息数の年度内の増減は捕獲前と捕獲後の差

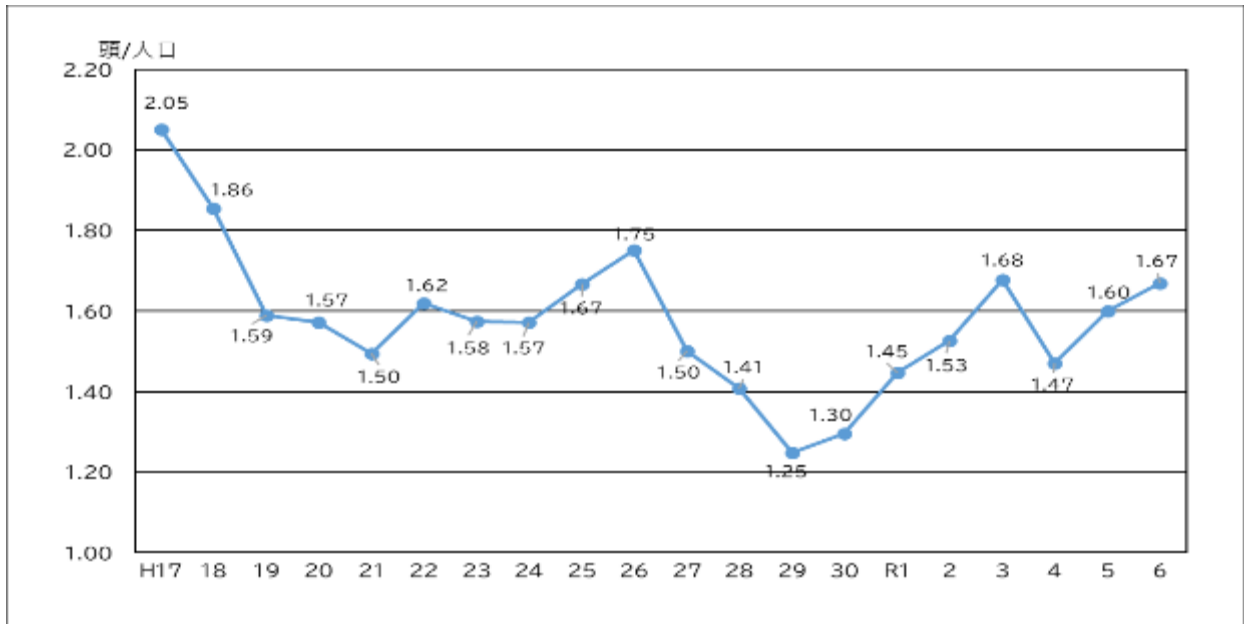


図-2 SPUE (11-12月)の推移

(2) 被害状況

ア 被害程度の分布と変化

毎年実施している集落の農業代表者への鳥獣害アンケートの調査結果によると、シカの生息域で広く被害が発生している。

特に生息域が拡大傾向にある阪神地域と、西播磨地域および但馬北西部地域において、被害意識が「深刻」または「大きい」と回答した集落の割合が高い傾向が続いている（図-3）。

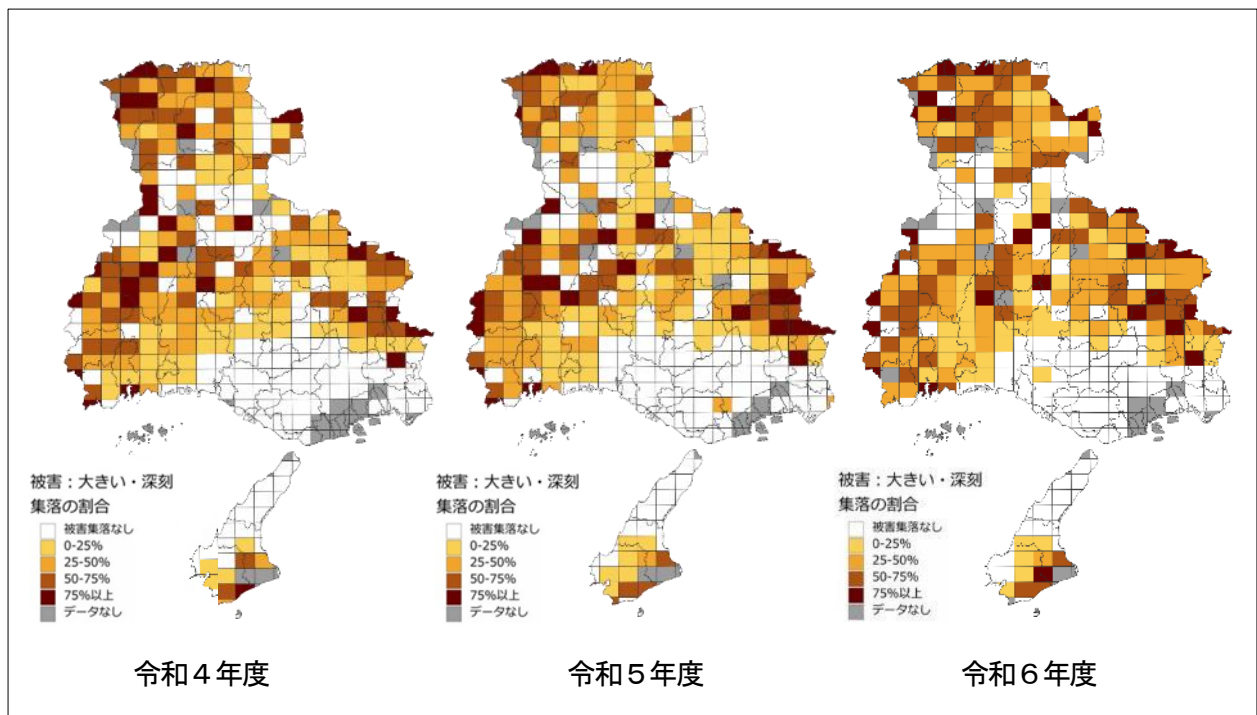
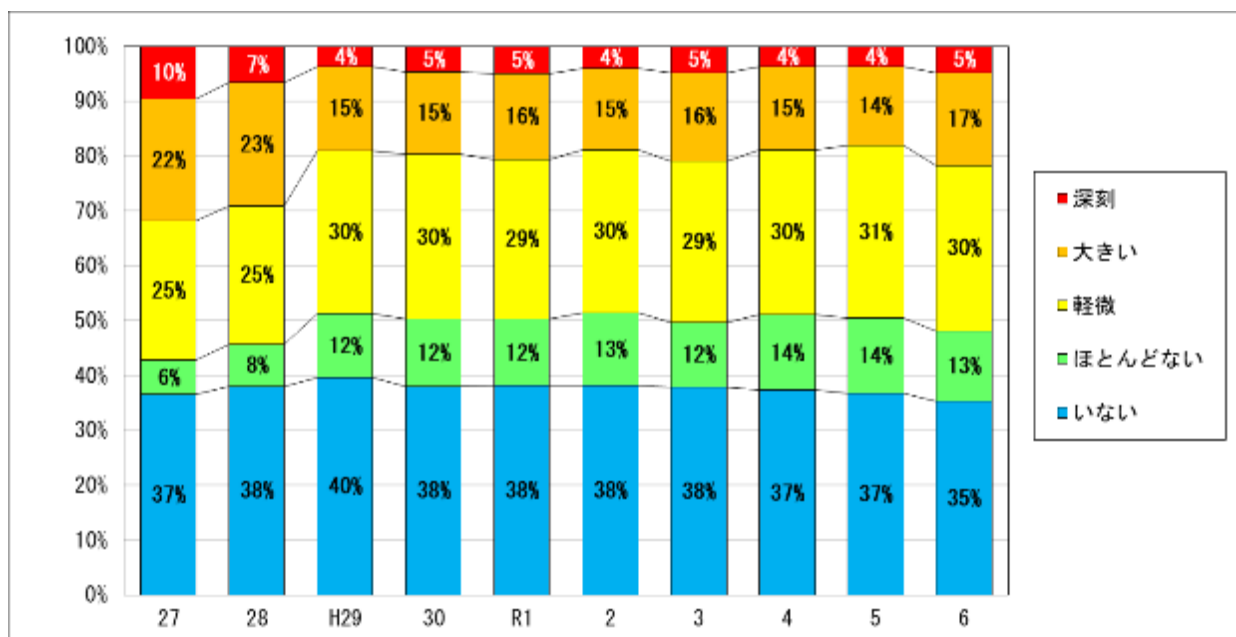


図-3 農業被害程度の分布（令和4年度～令和6年度）

各メッシュごとに農業被害が「深刻」または「大きい」と回答した集落の割合を示している

イ 被害意識の推移

農業集落アンケートによるシカ被害の「深刻」と「大きい」の回答比率は、平成 29 年度以降は管理計画の目標である「深刻 5%以下、大きい 20%以下」を超えない範囲となっている（図－4）。



図－4 シカによる農業被害意識の推移

3 目標達成のための具体的な方策

第3期シカ管理計画の目標

終期(令和8年度末)における全県単位の SPUE を 1.0 以下に設定し、下記の項目を達成し、農業被害の拡大防止、下層植生衰退の進行防止及び林業被害の発生リスクを軽減する。

- ① 農業被害の「深刻」な集落の割合 5%以下、「大きい」集落の割合 20%以下
- ② 約 93%の林分で下層植生衰退の進行を防止
- ③ スギ幼齢木の食害程度「軽微」の割合が7割程度に軽減

獣害の軽減については、柵の設置・管理と併せて加害個体を選択的に捕獲することが効果的だが、シカの場合は生息密度と被害程度に相関関係があると考えられるため、生息密度の管理も非常に重要な方策である。

また、森林の下層植生の衰退防止やスギ幼齢木の食害リスク軽減にも生息密度の管理が重要であるため、管理計画では目標とする生息密度を設定し、毎年、実績に基づく将来予測を行ったうえで年度ごとの捕獲目標を算出する。

捕獲目標を3万頭に増やした平成22年度から推定生息数を減少させている地域がある一方で、生息域の拡大や捕獲状況等により、生息数の増加傾向に歯止めがかからない地域があるなど、地域により大きく差が出る傾向にある。

このため、捕獲実績が目標を下回る地域での捕獲体制の見直しや、効率的な捕獲技術の普及指導とともに、地域住民自らが気づき行動する獣害対策を普及啓発していく。

(1) 個体数管理

ア 個体数管理ユニットの設定

地域毎にシカの生息密度等の状況に差があることから、管理の目標である全県のSPUE(11-12月)を1.0にすることを旨とし、ユニットごとの個体数管理を行っている(表-1、図-5)。

表-1 管理ユニット区分

区 分	SPUE現状値 (令和2年度)	SPUE目標値 (令和8年度)	備 考
ユニット4 (緊急捕獲市町)	2.0以上	2.0未満	前計画期間中(H29~R3)の個体数が明らかに増加傾向の市町
ユニット3 (捕獲重点化市町①)	1.5以上	1.5未満	SPUE1.5以上かつユニット4に該当しない市町
ユニット2 (捕獲重点化市町②)	1.0以上	1.0未満	SPUE1.0以上かつユニット3~4に該当しない市町
ユニット1 (要注意市町)	1.0未満	現状維持 現状値(令和2年度)の数値	シカが生息し、ユニット2~4に該当しない市町

注：各市町の該当ユニットは、計画期間を通じて固定とする。

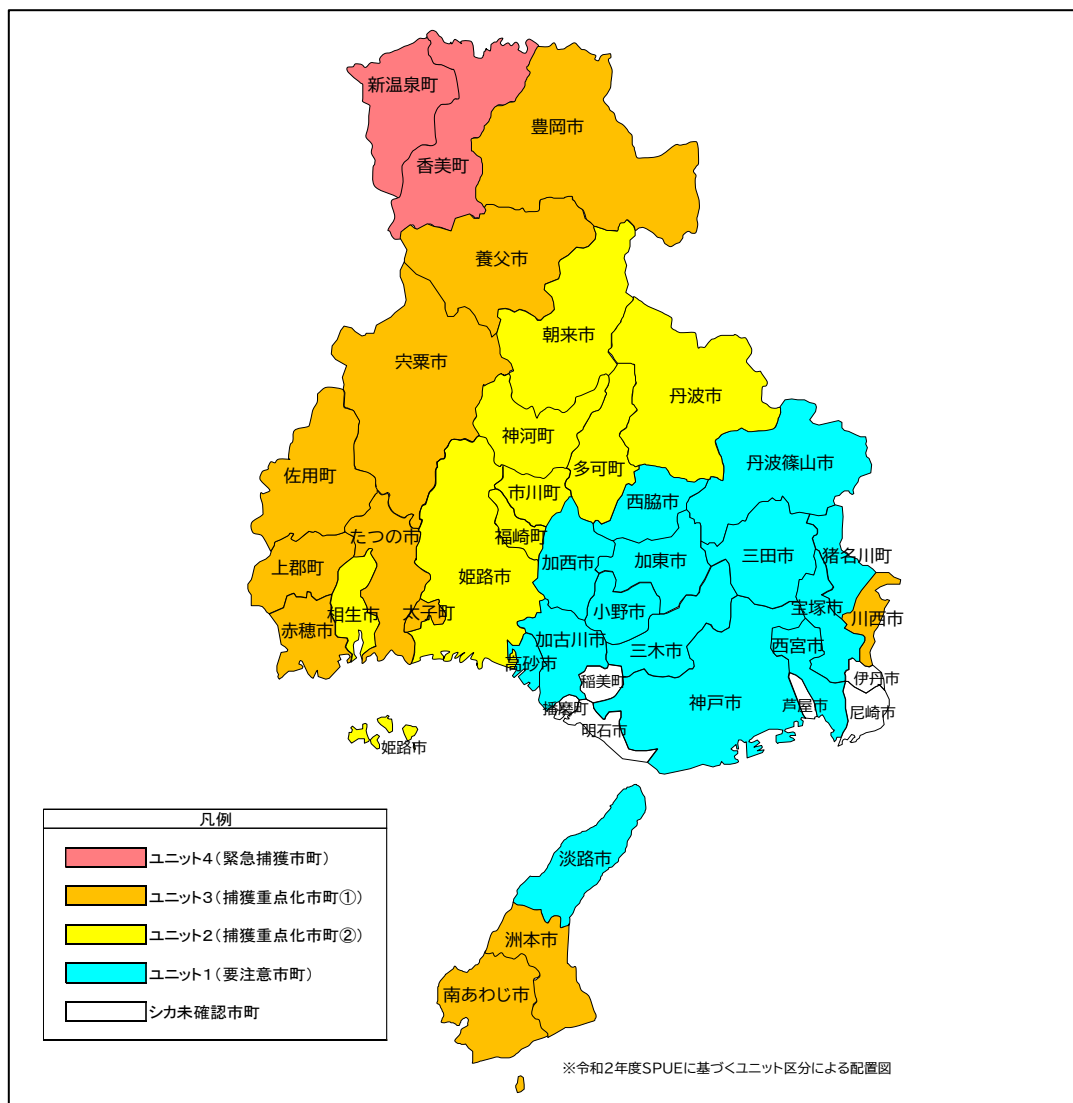


図-5 管理ユニット配置図

イ 令和8年度市町別捕獲目標の設定

ユニットごとの SPUE(11-12月)の目標値を目指し、可能な限り早期に被害を軽減するため、これまでの取組を継続して約46,000頭を捕獲目標とし、市町ごとの捕獲目標を設定する(表-2、資料編P8表-3)。

令和6年度は全県で狩猟と有害捕獲を合わせて42,032頭が捕獲されたが、捕獲目標である46,000頭を達成することができなかった。

ユニット4からユニット1で捕獲目標設定の対象となる35市町のうち、県が提示する目標に達成しなかったのは26/35市町(ユニット4:0/2市町、ユニット3:8/11市町、ユニット2:7/8市町、ユニット1:11/14市町)であった。

捕獲実績のうち、市町が被害防止目的で行う有害捕獲の割合は全県平均で53%であったが、有害捕獲の割合が低い市町があるため、地域の被害実態を踏まえた有害捕獲活動の更なる推進が求められる。

表-2 ユニット別にみた各市町の令和6年度捕獲実績と令和8年度市町別捕獲目標

[単位:頭、%]

ユニット	R8 SPUE (11-12月) 目標	R6 SPUE (11-12月) 実績	市町	R6 捕獲目標	R6 捕獲実績	R6 達成率 (%)	R6捕獲目標と捕獲実績の差	R6 有害捕獲の割合 (%)	R8 捕獲目標
				A	B	(B/A)	(B-A)		
4	2.00	3.64	香美町	3,970	4,395	111	425	70	4,390
			新温泉町	3,220	3,526	110	306	92	3,520
			小計	7,190	7,921	110	731	80	7,910
3	1.50	2.00	川西市	270	215	80	△ 55	31	210
			たつの市	1,490	1,402	94	△ 88	47	1,450
			赤穂市	1,070	960	90	△ 110	46	960
			宍粟市	4,490	2,840	63	△ 1,650	31	4,600
			太子町	100	111	111	11	71	98
			上郡町	750	751	100	1	16	750
			佐用町	2,760	2,924	106	164	36	3,150
			豊岡市	6,690	5,852	87	△ 838	73	6,070
			養父市	3,580	3,092	86	△ 488	66	3,610
			洲本市	1,280	869	68	△ 411	53	860
			南あわじ市	1,970	1,829	93	△ 141	38	2,310
			小計	24,450	20,845	85	△ 3,605	52	24,068
			2	1.00	1.33	多可町	900	830	92
姫路市	3,120	3,020				97	△ 100	37	3,020
神河町	740	475				64	△ 265	37	470
市川町	380	337				89	△ 43	54	330
福崎町	250	232				93	△ 18	14	150
相生市	550	387				70	△ 163	56	630
朝来市	1,860	1,432				77	△ 428	73	2,170
丹波市	2,340	2,422				104	82	32	2,420
小計	10,140	9,135				90	△ 1,005	42	10,020
1	0.55	0.75	神戸市	60	22	37	△ 38	100	22
			西宮市	23	26	100	3	15	26
			宝塚市	170	188	111	18	59	180
			三田市	630	629	100	△ 1	33	710
			猪名川町	740	840	114	100	22	840
			加古川市	6	3	50	△ 3	100	3
			高砂市	1	0	—	△ 1	—	1
			西脇市	540	495	92	△ 45	56	620
			三木市	22	3	14	△ 19	100	3
			小野市	26	3	12	△ 23	100	21
			加西市	350	327	93	△ 23	14	400
			加東市	79	16	20	△ 63	38	86
			丹波篠山市	1,880	1,579	84	△ 301	41	2,030
淡路市	19	0	0	△ 19	—	27			
小計	4,546	4,131	91	△ 415	37	4,969			
0	—	—	尼崎市	0	0	—	0	—	0
			芦屋市	0	0	—	0	—	0
			伊丹市	0	0	—	0	—	0
			明石市	0	0	—	0	—	0
			稲美町	0	0	—	0	—	0
			播磨町	0	0	—	0	—	0
			小計	0	0	—	0	—	0
全県				46,326	42,032	91	△ 4,294	53	46,967

注) ユニット0の市町については、捕獲目標の算定は行わないが、シカ分布拡大防止のための捕獲に努める。
(ユニット0:シカ未確認またはほとんど生息が見られない市町)

≒ 46,000

ウ 狩猟規制緩和を継続

鳥獣保護管理法第 14 条（第 2 種特定鳥獣に係る特例）に基づき、下記のとおり狩猟の規制緩和を行う。

(ア) 狩猟期間を 3 月 15 日まで延長する（全県）。

(イ) 直径 12cm を超えるくくりわなの使用制限を解除する（淡路地域、姫路市家島町のみ）。

エ 狩猟期間中の捕獲促進

狩猟期間中のシカ捕獲について、狩猟者に対して捕獲報償金を交付する。

オ シカ有害捕獲専任班の編制支援

計画的かつ迅速な捕獲活動を実施するため、市町による「シカ有害捕獲専任班」の編制支援を継続する。

カ 指定管理鳥獣対策事業の実施

(ア) 効果的な捕獲等を促進するため、ユニット 4 の県北部地域（香美町、新温泉町）において、県は指定管理鳥獣対策事業により事業者への委託による捕獲を実施するとともに、捕獲結果による生息状況の変化や動態調査を実施し、更なる捕獲効率の高い手法の検討や区域の見直しを行う調査を実施する。

(イ) ICT を活用した効果的な捕獲手法を用いてモデル的に捕獲を行い、捕獲効果を検証する。

(ウ) 鳥取県境域（新温泉町）においては、近隣府県との連携を図り広域的な捕獲を実施する。

キ 成獣メス捕獲強化手法の検討

シカ個体数の効果的な減少には成獣メスの捕獲強化が有効であることから、成獣メスの効果的な捕獲手法や捕獲個体の確認判別手法について検討を行う。

(2) 捕獲にかかる担い手確保・育成と体制の整備

シカの継続的かつ効果的な捕獲を推進するため、市町等の関係者や地域と連携して被害対策や捕獲に取り組む多様な捕獲者の確保・育成を進めるとともに、地域の実情を踏まえた捕獲体制の整備に努める。

ア 担い手の確保・育成

(ア) 狩猟免許取得者確保に向けた取組

狩猟免許取得者の確保に向け、30 代以下の若年層や自然活動に関心を持つ層への広報活動を実施する。さらに、狩猟者向け情報を集約したポータルサイトを開設し、情報収集の効率化を図る。加えて狩猟免許試験を年 8 回から 10 回に増やすとともに、兵庫県猟友会による、狩猟免許試験合格を目指す者を対象とした講習会を支援する。

(イ) 狩猟者（ハンター）の育成について

兵庫県立総合射撃場にアドバイザーを配置し、新規免許取得者や捕獲経験が少ない者等に対して、仲間づくりや猟具・猟場の確保、狩猟者登録などの課題に対応する相談窓口を設置し、狩猟を始めるのに必要な環境整備や技能向上を支援する。また、実際の猟場で狩猟の一連の流れを学び、初めての一頭を捕獲するまでを支援する研修を企画・運営する。

また、狩猟免許取得予定者や取得して間もない者を対象に、捕獲技術や安全管理、猟場でのマナーなどのコンプライアンス向上に関する研修を実施する。

(ウ) 有害捕獲従事者（カラー）の育成について

趣味として行う狩猟とは別で、農林業被害や人身被害を防止するための有害捕獲活動を行政と協

力して実施する者を「有害捕獲従事者（カラー）」と定義し、兵庫県立総合射撃場での座学や現場での実践研修により育成する。

また、ベテラン有害捕獲従事者と捕獲経験が少ない者をマッチングし、マンツーマンでの実践指導を行うことで 地域への定着と早期の技能向上を図る。

イ 捕獲体制の整備

(ア) 有害捕獲体制の見直し

市町毎に有害捕獲体制の課題を整理し、人員確保や集落と狩猟団体の協力体制の整備が十分に出来ない市町については連絡調整会議（県、市町、狩猟団体、被害農家等）を設置して有害捕獲体制の改善を検討する。

(イ) 集落単位の捕獲体制強化

獣害対策 GIS 等を活用して有害捕獲の実施地点及び捕獲数を可視化するとともに、集落毎の鳥獣害アンケートや有害捕獲データを収集分析し、被害が「深刻」または「大きい」と回答している集落を重点的対策地域として抽出する。これらの地域に対して、集落ぐるみの捕獲体制整備を指導する。

(ロ) 森林エリアでの捕獲体制整備

造林地や林内路網（林道、作業道）周辺など捕獲の進んでいない森林エリアにおいて、捕獲体制強化を行う。

(ハ) 新たな分布拡大地域における早期捕獲体制の整備

県南地域ニホンジカ分布拡大防止対策会議の開催等を通じて、シカの新たな分布拡大地域において生息状況の把握と、早期捕獲の体制整備を進める。

(ニ) わな猟による捕獲促進

市町のシカ捕獲用わなの整備や効果的な餌付け技術の習得などを支援するとともに、ICT 等を活用し、わなの見回り作業の省力化を図るとともに、捕獲効率の向上に資する ICT 等を用いたわなの導入について検討する。また、現場で適切に管理されていない既存の捕獲用のわなについて、適切な運用・管理を推進する。

(3) 被害防除

シカによる農林業被害を効果的に軽減するため、森林動物研究センターによる現場指導や調査研究から得られた、科学的な知見とデータに基づく被害対策を実施する。また、従来の対策手法に ICT 機器による省力化技術を組み込んだ「スマート獣害対策^{※4}」のモデルを育成し展開することで、高齢化や離農が進んだ先でも獣害対策が継続できる体制を構築する。

※4 スマート獣害対策：科学的データに基づく被害対策に ICT による省力化を組み込んだ被害対策体系

ア 集落の被害実態の把握と適切な対策実施

森林動物研究センターによる科学的知見とデータに基づく被害対策の体制整備について現地指導を行う。

また、各農林（水産）振興事務所に設置した農林関係職員で構成する獣害対策チーム^{※5}により、地域の実情に応じた被害対策モデルの育成に取り組む。

※5 獣害対策チーム：各農林（水産）振興事務所に設置し、農政振興課、森林課、農業改良普及センター等で構成する。副所長が総括し、関係機関等の調整等総合的な獣害対策のマネジメントなどを行う。

イ ICT 技術の普及加速によるスマート獣害対策モデルの育成

農業被害が深刻な集落、集落営農組織、生産者部会等に、兵庫県獣害対策アドバイザーを派遣し、高齢化や人口減少が進む中においても、獣害対策を効果的かつ継続的に進めていくため、ICT 技術とデータに基づく効率的な捕獲や追払い、集落点検を行う「スマート獣害対策モデル」の育成を行う。

また、被害状況や生息状況、捕獲情報など獣害対策における様々なデータを地図上で一元管理した

獣害対策GISの活用を促進する。

ウ 防護柵の設置・改善

新たな防護柵の設置や、既存防護柵の機能向上への取組を支援するため、設置場所や設置後の維持管理について技術指導を行うとともに、効率的な被害対策を行うため、野生動物共生林整備^{※6}等を活用し整備したバッファゾーンとの一体的利用により、柵の効果を高めるよう普及に努める。

※6 野生動物共生林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。野生動物と人のあつれきが生じている地域において、人と野生動物との棲み分けゾーンを設けるとともに、広葉樹林整備や人工林の広葉樹林化によって森林の奥地に共生林を整備するもの。

エ 住民自らが積極的に参加する集落ぐるみのシカを引き寄せない集落づくり

潜み場となる藪の刈り払いなどの集落環境の改善や、野菜くずの放棄など餌付け行為をしない意識付けのための注意喚起、可能な範囲での追い払い等を行う。

オ 造林地周辺の捕獲活動と連携した被害防除手法の検討

造林地周辺の加害個体の捕獲を行うとともに、捕獲活動と連携した被害防除手法の検討を行う。

(4) 生息地管理

野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林の育成を目指し、広葉樹林の保全・復元や、スギ・ヒノキ等人工林の広葉樹林・針広混交への誘導などを図る。この一環として、県民緑税を活用して「野生動物共生林整備」や「針葉樹林と広葉樹林の混交整備^{※7}」を進める。また、獣害対策にも繋げることをねらいとして、地域住民が行う「住民参画型森林整備^{※8}」を支援する(表-3)。

※7 針葉樹林と広葉樹林の混交整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、跡地に広葉樹を植栽してパッチワーク状の多様な森林に誘導するもの。

※8 住民参画型森林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等を支援するもの。

表-3 「災害に強い森づくり」による森林整備

【令和8年度実施計画量(令和8年度新規着手分)】

区分	野生動物共生林整備			流域の森整備 (針葉樹林と 広葉樹林の 混交整備) 【生息地管理】	住民参画型 森林整備 【被害防除】
	バッファゾーン 整備 【被害防除】	共生林整備 【生息地管理】			
		広葉樹林整備 タイプ	人工林の広葉樹林化 タイプ		
箇所数	9	3	1	9	10
面積(ha)	270	30	1	150	20

(5) シカの有効活用

捕獲したシカを地域資源として活用し、捕獲個体の適正処理にかかる負担軽減を図るとともに、付加価値を高めることによって捕獲のインセンティブ向上を図るため、狩猟団体、シカ肉処理加工施設、レストラン等のシカ活用関係者で構成される「ひょうごニホンジカ推進ネットワーク^{※9}」と連携してシカ丸ごと1頭の有効活用を推進する。

ア 処理加工施設への搬入促進

各市町、狩猟団体及び県内各地の処理加工施設と連携し、捕獲個体の搬入促進による安定供給を図る。

イ 地域資源としての利用拡大支援

シカ肉処理加工施設、狩猟団体、レストラン等利用者、市町等行政機関が一体となり、シカの有効活用のための仕組みづくりやネットワーク化による流通体制の構築を進める。

ウ 各地のイベント等でシカ肉のPR

地域イベント等での試食販売、学校給食での試食機会の提供等、ジビエ料理レシピの周知などを通じ、優れた特性を普及する。

エ ひょうごシカ肉活用ガイドラインの普及

シカ肉を衛生的に処理し、有効に活用していくために策定された「ひょうごシカ肉活用ガイドライン」を有害捕獲従事者や狩猟者及び処理加工施設に普及することにより、兵庫県産シカ肉の安全・安心の確保を図る。

※9 ひょうごニホンジカ推進ネットワーク：会の趣旨に賛同し、県内で捕獲されるシカの有効活用に取り組む県内の団体、企業等で構成。令和7年4月1日現在、会員数47団体。

(6) 適正処理の推進

有効活用できない個体について適正処理を推進する。

ア 減容化施設の導入と搬入促進

減容化施設の導入を促進するとともに、同施設への搬入に向けた取組を進める。

イ 搬入の推進と処分方法の適正化

処分方法の把握に努め、焼却施設等への搬入や埋設等の適正な処分を推進する。

(7) 豚熱等感染症対策の実施

野生イノシシ由来の豚熱ウイルスの拡散を防止するため、捕獲従事者や狩猟者の防疫措置の徹底を図る。